

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国(仙台中税務署長)

平成24年9月19日その他・棄却・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年8月9日判決、本資料261号-140・順号11730)

判 決

| | |
|-----------|------------------|
| 控訴人 | 甲 |
| 同訴訟代理人弁護士 | 別紙の1記載のとおり |
| 同補佐人税理士 | 別紙の2記載のとおり |
| 被控訴人 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 滝 実 |
| 処分行政庁 | 仙台中税務署長 佐藤 光弘 |
| 同指定代理人 | 別紙の3記載のとおり |

主 文

1 原判決を次のように変更する。

- (1) 処分行政庁が平成20年3月11日付けでした控訴人の平成16年分の所得税の更正処分(ただし、平成21年3月24日付け審査裁決により一部取り消された後のもの)のうち、総所得金額1377万5763円及び納付すべき税額マイナス512万4412円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、上記裁決により一部取り消された後のもの)のうち、過少申告加算税額1万7000円を超える部分をいずれも取り消す。
- (2) 処分行政庁が平成20年3月11日付けでした控訴人の平成17年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額3195万2543円及び納付すべき税額392万8300円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額5万8000円を超える部分をいずれも取り消す。
- (3) 処分行政庁が平成20年3月11日付けでした控訴人の平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税の額204万8100円及び納付すべき地方消費税の額51万2000円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額7000円を超える部分をいずれも取り消す。
- (4) 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は第1、2審を通じて4分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成20年3月11日付けでした控訴人の平成16年分の所得税の更正処分（ただし、平成21年3月24日付け審査裁決により一部取り消された後のもの、以下「本件平成16年分所得税更正処分」という。）のうち、総所得金額1321万5681円及び納付すべき税額マイナス529万2412円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、上記裁決により一部取り消された後のもの、以下「本件平成16年分所得税賦課決定処分」という。）をいずれも取り消す。
- 3 処分行政庁が平成20年3月11日付けでした控訴人の平成17年分の所得税の更正処分（以下「本件平成17年分所得税更正処分」という。）のうち、総所得金額3073万4661円及び納付すべき税額347万7600円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件平成17年分所得税賦課決定処分」という。）のうち、過少申告加算税額1万3000円を超える部分をいずれも取り消す。
- 4 処分行政庁が平成20年3月11日付けでした控訴人の平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税の額200万2100円及び納付すべき地方消費税の額50万0500円をそれぞれ超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

次のように付加、訂正するほかは、原判決の事実及び理由の第2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決2頁21行目の次に行を改めて次のように加える。

「 原審は、控訴人の請求をいずれも棄却した。これに対し、控訴人が控訴した。」
- 2 原判決6頁5行目の「本件所得税賦課決定処分」を「本件所得税各賦課決定処分」に改める。
- 3 原判決6頁15行目から17行目までを次のように改める。

「 3 税額等に関する当事者の主張

被控訴人の主張する本件課税処分等の根拠及び適法性は、原判決別紙8記載のとおりであり、本件所得税各更正処分における必要経費の合計額（後記4の争点(1)）及び本件消費税等更正処分における課税仕入れに係る消費税額（後記4の争点(2)）を除き、税額等の計算の根拠となる金額及び計算方法については、当事者間に争いがない。」
- 4 原判決8頁19行目の次に行を改めて次のように加える。

「 また、酒食を伴う懇親会は、その性格上、個人的な知己との交際や旧交を温めるといった側面を含むことから、そのために支出した懇親会費は、一般的には、家事費としての性質を有するものである。したがって、仮に業務遂行上の費用が含まれていたとしても、その区分が明確でない家事関連費に相当し、控訴人の弁護士としての事業の遂行上必要な部分を明らかにすることができない以上、控訴人の弁護士としての事業所得の必要経費には該当しない。」
- 5 原判決8頁20行目の「したがって、」の次に次のように加える。

「 弁護士会及びB連合会の会員としての資格を維持するための弁護士会費の支出が事業所得の必要経費に該当することはあっても、」
- 6 原判決15頁21行目の「事業所得」から24行目末尾までを次のように改める。

「 弁護士が顧問会社から得た顧問料収入が事業所得と給与所得のいずれに該当するかを判断する基準として述べられたものであり、「事業所得の必要経費」の判断基準を示したものではない。」

「事業所得の必要経費」の判断基準を示した判例は、大阪高裁昭和54年11月7日判決であり、これを認容した最高裁昭和60年3月27日判決である。上記大阪高裁判決は、「収入を終局の目的として直接あるいは間接に支出を余儀なくされたもの」を必要経費とすべきであると判断しており、必要経費と収入との個別対応が必ずしも必要でないことを明示している。

また、処分行政庁は、控訴人が弁護士会の会員として行った会務活動に伴う支出は必要経費であると認めている。弁護士が行う会務活動は、弁護士会等の会員としてであれ、役員としてであれ、その効果が弁護士会等ないし弁護士を含む弁護士全体に帰属することによって変わりはない。そして、弁護士会等の制度上、弁護士会等の役員として活動することは、すべての弁護士に課せられた義務というべきものである。したがって、会務活動に伴う支出について、会員としてした場合と役員としてした場合とで必要経費に該当するか否かを区別する合理的な理由はない。」

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件各支出を所得税法37条1項に規定する必要経費に算入することができるか否か。)について

(1) 所得税法37条1項の解釈、本件各支出の内容等について

次のように補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3の1の(1)から(3)まで(原判決19頁19行目から33頁23行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決20頁18行目から19行目にかけての「所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であること」を「事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であること」に改める。

イ 原判決20頁22行目の次に行を改めて次のように加える。

「これに対し、被控訴人は、一般対応の必要経費の該当性は、当該事業の業務と直接関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要といえるかによって判断すべきであると主張する。しかし、所得税法施行令96条1号が、家事関連費のうち必要経費に算入することができるものについて、経費の主たる部分が「事業所得を…生ずべき業務の遂行上必要」であることを要すると規定している上、ある支出が業務の遂行上必要なものであれば、その業務と関連するものでもあるというべきである。それにもかかわらず、これに加えて、事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらず、「直接」という文言の意味も必ずしも明らかではないことからすれば、被控訴人の上記主張は採用することができない。」

ウ 原判決20頁24行目から25行目にかけての「原告の事業所得を生ずべき業務と直接関係し、かつその業務の遂行上必要であること」を「控訴人の事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であること」に改める。

エ 原判決21頁3行目から5行目にかけての「原告が弁護士として行う事業所得を生ずべき業務と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要なもの」を「控訴人が弁護士として行う事業所得を生ずべき業務の遂行上必要なもの」に改める。

オ 原判決21頁6行目の「所得税法」から7行目末尾までを次のように改める。

「事業所得を生ずべき業務とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務のことをいう」

カ 原判決21頁10行目、16行目及び18行目の「事業」を「事業所得を生ずべき業務」に改める。

キ 原判決 2 1 頁 1 9 行目から 2 0 行目にかけての「当該活動」から 2 3 行目末尾までを次のように改める。

「当該活動の内容等を総合考慮し、社会通念に照らして客観的に判断されるべきものであると解するのが相当である。」

ク 原判決 2 1 頁 2 4 行目から 2 5 行目にかけての「原告の所得を生ずべき業務と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要な支出」を「控訴人が弁護士として行う事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出」に改める。

ケ 原判決 2 2 頁 1 行目の「甲 7 6」の次に「、 8 8」を加える。

コ 原判決 2 2 頁 8 行目から 9 行目にかけての「同日以降の同会執行部の在り方」を「平成 1 6 年度の同会執行部（会長、副会長、庶務委員長、庶務副委員長及び常議員会議長で構成される事実上の同会の執行機関をいう。）の在り方」に改める。

サ 原判決 2 2 頁 1 4 行目の「であった」から 1 5 行目の「会議」までを次のように改める。
「であった。同委員会は、毎年 1 回、全国の各弁護士会の⑩委員会委員長を集めて、各地の⑩についての活動状況等を協議する全国委員長会議を開催していたところ、同月 2 6 日に開催された同会議」

シ 原判決 2 3 頁 1 6 行目冒頭から同行目末尾までを次のように改める。

「その後の懇親会及び二次会にも出席して、懇親会の費用 1 万円及び二次会の費用 2 万 4 1 0 0 円の合計 3 万 4 1 0 0 円を支出した。」

ス 原判決 2 3 頁 2 0 行目の「常議員会」を「平成 1 5 年度最後の常議員会」に改める。

セ 原判決 2 3 頁 2 4 行目の「理事会」を「平成 1 5 年度最後の理事会」に改める。

ソ 原判決 2 4 頁 7 行目の「第 1 回 C 連合会理事会」を「平成 1 6 年度の第 1 回 C 連合会理事会」に改める。

タ 原判決 2 4 頁 1 0 行目から 1 1 行目にかけての「第 1 回常議員会」を「平成 1 6 年度の第 1 回常議員会」に改める。

チ 原判決 2 5 頁 2 行目の「A 弁護士会執行部会」の次に「(同会執行部メンバーにより、原則として毎週火曜日に A 弁護士会館 2 階において行われる会議)」を加える。

ツ 原判決 2 5 頁 2 4 行目の「1 万円」を「5 0 0 0 円」に改める。

テ 原判決 3 0 頁 1 0 行目の「平成 1 7 年 4 月 2 8 日」を「平成 1 7 年度の B 連合会執行部が発足して間もない同年 4 月 2 8 日」に改める。

ト 原判決 3 0 頁 2 4 行目の「開催した」を次のように改める。

「、控訴人が B 連合会副会長として活動していることを激励する趣旨で開催した」

(2) 検討

ア 先に引用した原判決の事実及び理由の第 3 の 1 の (3) で認定した本件各支出の内容によれば、本件各支出は、控訴人が、A 弁護士会の次期会長予定者若しくは会長若しくは常議員会の常議員又は C 連合会の理事又は B 連合会の次期副会長予定者若しくは副会長、理事若しくは⑩委員会の副委員長又は弁護士として行った活動に要した費用である。

ここで、弁護士会とは、弁護士及び弁護士法人（以下「弁護士等」という。）を会員とし、弁護士等の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする法人であり（弁護士法 3 1 条、3 6 条、3 6 条の 2）、B 連合会は、弁護士等及び弁護士会を会員とし、弁護士等及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする法人である（同法

45条、47条)。また、C連合会は、①裁判所の管轄区域内の弁護士会が、共同して特定の事項を行うため、B連合会の承認を受けて設けた法人格なき社団であり(同法44条参照)、①裁判所の管轄区域内の弁護士会の連絡及びこれらの弁護士会所属会員相互間の協調、共済並びに懇親に関する事項のほか、弁護士等の品位保持及び業務改善に関する事項を行うこと等を目的としている(甲4の7)。なお、A弁護士会会長、C連合会理事、B連合会理事及びB連合会副会長は、それぞれの団体の役員である(甲4の2及び7、乙10)。また、A弁護士会常議員会とは、同弁護士会の運営に関する事項等を審議することを目的とする同会の機関であり(甲4の2)、B連合会⑩委員会とは、⑩のため調査、研究等を行うことを目的とするB連合会の機関である(甲76)。

そうすると、弁護士会等と個々の弁護士は異なる人格であり、弁護士会等の機関を構成する弁護士がその権限内でした行為の効果は、弁護士会等に帰属するものであるから、控訴人が弁護士会等の役員等(弁護士会等の各種委員会の委員等を含む。以下同じ。)として行う活動は、弁護士会等の業務に該当する余地はあるとしても、社会通念上、控訴人の「事業所得を生ずべき業務」に該当すると認めることはできない。

これに対し、控訴人は、弁護士による弁護士会等の会務活動が弁護士の事業所得を生ずべき業務に該当すると主張するが、弁護士会等と個々の弁護士は異なる人格であり、弁護士会等の機関を構成する弁護士がその権限内でした行為によりその弁護士が事業所得を得ることはないから、これを採用することはできない。また、そもそも、本件各支出の内容からすれば、その原因となった控訴人の弁護士会等の役員等としての活動は、いずれも、営利性、有償性を有するものではないことが明らかであるから、その点からいっても、控訴人の上記主張は採用することができない。

イ もっとも、控訴人の弁護士会等の役員等としての活動が控訴人の「事業所得を生ずべき業務」に該当しないからといって、その活動に要した費用が控訴人の弁護士としての事業所得の必要経費に算入することができないというものではない。なぜなら、控訴人が弁護士会等の役員等として行った活動に要した費用であっても、これが、先に判示したように、控訴人が弁護士として行う事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であれば、その事業所得の一般対応の必要経費に該当するということができるからである。

そこで検討するに、先に判示したとおり、弁護士会及びB連合会は、弁護士等及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とするものであり、C連合会は、①裁判所の管轄区域内の弁護士会の連絡及びこれらの弁護士会所属会員相互間の協調、共済並びに懇親に関する事項等を行うことを目的とするものである。そして、弁護士会等は、弁護士法に定められている弁護士の資格審査又は懲戒についての事務を行うほか、本件訴訟に提出された証拠(甲4の3及び4、甲6、7の1から8まで、甲76、78、乙10)から認められるだけでも、平成16年度から平成17年度にかけて、国選弁護報酬や民事法律扶助制度への補助金の増額に関する国会議員等への働きかけ、弁護士倫理の遵守を目的とした弁護士職務基本規程の制定、弁護士新人研修制度の充実のための資料作成、弁護士補助職認定制度の創設に向けた準備等の活動を行っており、これらが弁護士の使命の実現並びに我が国の社会秩序の維持及び法律制度の改善(弁護士法1条参照)のためであることはいうまでもない。

また、弁護士となるにはB連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない(同法8

条)、弁護士名簿に登録された者は、当然入会しようとする弁護士会の会員となり(同法36条1項)、弁護士は、当然、B連合会の会員となる(同法47条)とされているとおり、弁護士については、弁護士会及びB連合会へのいわゆる強制入会制度が採られている。そのため、弁護士が、弁護士としての事業所得を生ずべき業務を行うためには、弁護士会及びB連合会の会員でなければならない上、弁護士会等の役員等は、その団体の性質上、会員である弁護士の中から選任するのが一般的であり、少なくとも、A弁護士会、C連合会及びB連合会の役員並びにA弁護士会常議員会の常議員は、会則等において、その会員である弁護士の中から選任することとされている(甲4の2及び7、乙10、弁論の全趣旨)。要するに、上記のような弁護士会等の活動は、すべてその役員等に選任された弁護士が現実に活動することによって成り立っているものである(弁護士法24条、弁護士職務基本規程79条参照)。

そして、弁護士会等は、独自に資産を有し、会員や所属の弁護士会から会費を徴収すること等により、その活動に要する費用を支出している(甲4の2及び7、乙10から12まで)ものの、そのすべてを弁護士会等が支出するものではなく、弁護士会等が支出しない分は、弁護士会等の役員等に選任された個々の弁護士が自ら支出しているのが実情である(甲76、78、81、弁論の全趣旨)。

以上によれば、弁護士会等の活動は、弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとともに、会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているものであるということが出来るから、弁護士が人格の異なる弁護士会等の役員等としての活動に要した費用であっても、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であったということが出来るのであれば、その弁護士としての事業所得の一般対応の必要経費に該当すると解するのが相当である。

ウ 前記の観点から、本件各支出の内容に応じて個別に検討する。

(ア) 弁護士会等の役員等として出席した懇親会等の費用

a 先に引用した原判決の事実及び理由の第3の1の(3)によれば、本件各支出のうち、原判決別紙9(以下「別紙9」という。)の番号16-1、16-3から16-7まで、16-10、16-12から16-34まで及び16-36並びに原判決別紙10(以下「別紙10」という。)の番号17-1から17-4まで及び17-7は、A弁護士会の次期会長予定者又は会長として、別紙9の番号16-2は、B連合会⑥委員会の副委員長として、別紙9の番号16-8は、A弁護士会常議員会の常議員として、別紙9の番号16-9及び16-11並びに別紙10の番号17-6は、C連合会の理事として、別紙9の番号16-35は、B連合会の理事として、別紙10の番号17-5、17-8、17-10から17-12まで、17-14から17-21まで及び17-23から17-28までは、B連合会の次期副会長予定者又は副会長として、それぞれ控訴人が出席した酒食を伴う懇親会等の費用である。

b 先に判示した弁護士会等の目的やその活動の内容からすれば、弁護士会等の役員等が、① 所属する弁護士会等又は他の弁護士会等の公式行事後に催される懇親会等、② 弁護士会等の業務に関係する他の団体との協議会後に催される懇親会等に出席する場合であって、その費用の額が過大であるとはいえないときは、社会通念上、その役員等の業務の遂行上必要な支出であったと解するのが相当である。

また、弁護士会等の役員等が、③ 自らが構成員である弁護士会等の機関である会議体の会議後に、その構成員に参加を呼び掛けて催される懇親会等、④ 弁護士会等の執行部の一員として、その職員や、会務の執行に必要な事務処理をすることを目的とする委員会を構成する委員に参加を呼び掛けて催される懇親会等に出席することは、それらの会議体や弁護士会等の執行部の円滑な運営に資するものであるから、これらの懇親会等が特定の集団の円滑な運営に資するものとして社会一般でも行われている行事に相当するものであって、その費用の額も過大であるとはいえないときは、社会通念上、その役員等の業務の遂行上必要な支出であったと解するのが相当である。

c そこで、前記 a の各支出の内容を見るに、次の各支出が前記 b の①から④までに該当するものと認められる。

(a) 前記 b の①に該当する支出

別紙 9 の 16-2、16-15、16-21 及び 16-24 並びに別紙 10 の番号 17-11、17-12、17-16 から 17-19 まで、17-21、17-24 及び 17-25 (ただし、二次会を除く。)

(b) 前記 b の②に該当する支出

別紙 9 の番号 16-18、16-26 (ただし、二次会を除く。)、16-29、16-30 及び 16-32 並びに別紙 10 の番号 17-1 及び 17-8

(c) 前記 b の③に該当する支出

別紙 9 の番号 16-7 (ただし、二次会を除く。)、16-8、16-9、16-11、16-12 及び 16-35 並びに別紙 10 の番号 17-2 (ただし、二次会を除く。)、17-3 (ただし、二次会を除く。)、17-5、17-6、17-10、17-26、17-27 (ただし、二次会を除く。) 及び 17-28

(d) 前記 b の④に該当する支出

別紙 9 の番号 16-5、16-13 (ただし、二次会を除く。)、16-25 (ただし、二次会を除く。) 及び 16-28 (ただし、二次会を除く。) 並びに別紙 10 の番号 17-4、17-15 及び 17-23

d 前記 a の各支出のうち前記 c に掲げる各支出を除くものは、前記 b の①から④までに該当すると認めることはできず、他に弁護士会等の役員等として業務の遂行上必要な支出であったと認めるに足りる証拠はない。その理由は、次のとおりである。

(a) 別紙 9 の番号 16-1、16-3、16-4、16-10、16-14、16-16、16-17、16-19、16-20、16-22、16-23、16-27、16-31、16-34 及び 16-36 並びに別紙 10 の番号 17-7 について

これらの各支出は、いずれも、控訴人が、A 弁護士会の次期会長予定者又は会長として、同会の執行部を構成するメンバーとの懇親会等に出席した費用である。しかし、これらの懇親会等の態様を見ると、毎週行われる執行部会 (その準備会を含む。) 後に引き続いて行われたものか、控訴人が他の執行部のメンバーを慰労するためにホテルに 1 泊して行われたものであって、いずれも、弁護士会等の公式行事とも、特定の集団の円滑な運営に資するものとして社会一般でも行われている行事に相当するものともいうことはできず、その費用の額も、控訴人が参加者全員の費用も含めて全額負担し、又は他の参加者よりも多く負担することがあるなど、過大であるといわざる

を得ない。

したがって、これらの各支出が前記bの①から④までに該当すると認めることはできない。

- (b) 別紙9の番号16-6、16-7（ただし、二次会に限る。）、16-13（ただし、二次会に限る。）、16-25（ただし、二次会に限る。）、16-26（ただし、二次会に限る。）、16-28（ただし、二次会に限る。）及び16-33並びに別紙10の番号17-2（ただし、二次会に限る。）、17-3（ただし、二次会に限る。）、17-14、17-20、17-25（ただし、二次会に限る。）及び17-27（ただし、二次会に限る。）について

これらの各支出は、前記cの懇親会等後に開催された二次会に出席した費用である。しかし、前記cの懇親会等に出席すれば、社会通念上、前記bで判示した弁護士会等の役員等の業務遂行上の必要性は満たしたものであるといえることができ、その後の二次会への出席は、個人的な知己との交際や旧交を温めるといった側面を含むといわざるを得ず、仮に業務の遂行上必要な部分が含まれていたとしても、その部分を明らかに区分することができるのと認めるに足りる証拠はない。

したがって、これらの各支出が前記bの①から④までに該当すると認めることはできない。

- (イ) A弁護士会会長又はB連合会副会長に立候補した際の活動等に要した費用

- a 先に引用した原判決の事実及び理由の第3の1の(3)によれば、本件各支出のうち、別紙9の番号16-37は、控訴人がA弁護士会会長に立候補した際の活動に要した費用であり、別紙10の番号17-29から17-31までは、控訴人がB連合会副会長に立候補した際の活動等に要した費用である。

- b 弁護士会等の活動が、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係しているものであり、A弁護士会及びB連合会の役員は、会則において、その会員である弁護士の中から選任することとされていることは、上記イで判示したとおりである。確かに、被控訴人が主張するように、弁護士会等の役員になることが弁護士法等によって個々の弁護士に義務付けられているとは認められないものの、いずれかの弁護士が弁護士会等の役員に選任されない限り、弁護士会等が機能しないことは明らかである。もっとも、弁護士が弁護士会等の役員に立候補した後、役員に選任されるため、投票権を有する者に対して自らへの投票を呼び掛ける活動は、自らの弁護士会等の運営に関する意見を実現するために行われるものであるといえるべきであり、弁護士会等の活動と同視することができないのはもちろんのこと、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務と密接に関係しているとも認めることはできない。

以上の事情を総合考慮すると、弁護士が弁護士会等の役員に立候補した際の活動に要した費用のうち、立候補するために不可欠な費用であれば、その弁護士の事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出に該当するが、その余の費用については、これに該当しないと解するのが相当である。

- c そこで、前記aの各支出を見るに、別紙10の番号17-31は、B連合会副会長に立候補するために、B連合会副会長候補者選挙規定に基づく費用を支出したというものであり、立候補するために不可欠な費用であると認めることができるので、控訴人の事

業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出に該当するが、その余の各支出については、控訴人がA弁護士会会長又はB連合会副会長に立候補するために不可欠な費用であると認めることはできないから、控訴人の事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出には該当しない。

(ウ) その他の費用

a 別紙10の番号17-9

B連合会副会長の活動の補助者であるB連合会事務次長の父親の逝去に伴う香典であるが、B連合会を代表して控訴人が支出したというようなものではないことは明らかであり、控訴人とそのB連合会事務次長とはB連合会執行部メンバーとしての交流しかなかったこと(甲76)を考慮しても、社会通念上、B連合会副会長の業務の遂行上必要な支出であったとまではいえない。

したがって、控訴人の事業所得の一般対応の必要経費に該当すると認めることはできない。

b 別紙10の番号17-13

A弁護士会の平成16年度執行部会メンバーが、控訴人がB連合会副会長として活動していることを激励する趣旨で開催した二次会の費用を負担したものであり、その趣旨からいって、弁護士会等の役員等として支出したのではない上、個人的な知己との交際や旧交を温めるといった側面を含むといわざるを得ず、仮に弁護士としての業務の遂行上必要な部分が含まれていたとしても、その部分を明らかに区分できると認めるに足りる証拠はない。

したがって、控訴人の事業所得の一般対応の必要経費に該当すると認めることはできない。

c 別紙10の番号17-22

A弁護士会事務員会の活動費として寄附したものであり、その趣旨からいって、弁護士会等の役員等として支出したのではない上、個人的な知己との交際といった側面を含むといわざるを得ず、仮に弁護士としての業務の遂行上必要な部分が含まれていたとしても、その部分を明らかに区分できると認めるに足りる証拠はない。

したがって、控訴人の事業所得の一般対応の必要経費に該当すると認めることはできない。

(3) 小括

以上によれば、本件各支出のうち、別紙9の16-2、16-5、16-7(ただし、二次会を除く。)、16-8、16-9、16-11、16-12、16-13(ただし、二次会を除く。)、16-15、16-18、16-21、16-24、16-25(ただし、二次会を除く。)、16-26(ただし、二次会を除く。)、16-28(ただし、二次会を除く。)、16-29、16-30、16-32及び16-35並びに別紙10の番号17-1、17-2(ただし、二次会を除く。)、17-3(ただし、二次会を除く。)、17-4から17-6まで、17-8、17-10から17-12まで、17-15から17-19まで、17-21、17-23、17-24、17-25(ただし、二次会を除く。)、17-26、17-27(ただし、二次会を除く。)、17-28及び17-31は、控訴人の事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出に該当するので、必要経費に算入することができるが、その余は、必要経費に算

入することはできない。

- 2 争点(2) (本件各消費税関係支出が消費税法2条1項12号の課税仕入れに該当するか否か。)について

次のように補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3の2 (原判決41頁3行目から21行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決41頁3行目の「本件各支出の一部である」を削る。
(2) 原判決41頁18行目の「本件各支出」から21行目末尾までを次のように改める。

「本件各消費税関係支出のうち、前記1の(3)に掲記した各支出は、所得税法上の必要経費に算入することができるので、「課税仕入れ」に該当するが、その余の支出は、必要経費に算入することができないから、「課税仕入れ」に該当するものではない。」

- 3 本件課税処分等の適法性について

- (1) 控訴人の平成16年分の所得税の総所得金額及び納付すべき税額について

以上を前提として、控訴人の平成16年分の所得税の総所得金額及び納付すべき税額を算出すると、次のようになる。なお、必要経費の合計額の部分を除き、計算の基礎となる金額及び計算方法については、先に引用した原判決別紙8の1の(1)記載のとおりであるから、特に説明を付さない。

| | |
|--|---------------------|
| ア 総所得金額 | 1 3 7 7 万 5 7 6 3 円 |
| (ア) 総収入金額 | 8 6 1 6 万 8 3 3 4 円 |
| (イ) 必要経費の合計額 | 6 5 6 5 万 0 5 7 1 円 |
| a 接待交際費 | 2 6 9 万 5 6 2 8 円 |
| 上記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を差し引いた金額である。 | |
| (a) 修正申告額 | 3 2 8 万 0 7 1 0 円 |
| (b) 必要経費不算入額 | 5 8 万 5 0 8 2 円 |
| 上記金額は、控訴人の事業所得の金額の計算上、所得税法37条1項に規定する必要経費に算入できないと認められる接待交際費に係る各支出の合計額であり、本件訴訟において控訴人が必要経費に算入できると主張する金額86万9692円(別紙9の番号16-1から16-37までの各金額の合計額)に本件訴訟外で必要経費に算入することができないと認められる2万5000円を加えた金額から前記1の(3)で判示した必要経費に算入できる支出(別紙9の16-2、16-5、16-7(ただし、二次会を除く。)、16-8、16-9、16-11、16-12、16-13(ただし、二次会を除く。)、16-15、16-18、16-21、16-24、16-25(ただし、二次会を除く。)、16-26(ただし、二次会を除く。)、16-28(ただし、二次会を除く。)、16-29、16-30、16-32及び16-35)の各金額の合計額30万9610円を差し引いた金額である。 | |
| b 福利厚生費 | 3 7 4 万 3 1 5 3 円 |
| c 上記以外の経費 | 5 9 2 1 万 1 7 9 0 円 |
| (ウ) 専従者給与 | 6 1 9 万 2 0 0 0 円 |
| (エ) 青色申告特別控除額 | 5 5 万 0 0 0 0 円 |
| イ 所得控除の額の合計額 | 3 7 5 万 6 8 1 0 円 |
| ウ 課税総所得金額 | 1 0 0 1 万 8 0 0 0 円 |

| | |
|-------------------|---------------------|
| エ 納付すべき税額 | △ 5 1 2 万 4 4 1 2 円 |
| (ア) 課税総所得金額に対する税額 | 1 7 7 万 5 4 0 0 円 |
| (イ) 定率減税額 | 2 5 万 0 0 0 0 円 |
| (ウ) 源泉徴収税額 | 4 7 0 万 3 4 1 2 円 |
| (エ) 予定納税額 | 1 9 4 万 6 4 0 0 円 |

(2) 控訴人の平成 1 7 年分の所得税の総所得金額及び納付すべき税額について

以上を前提として、控訴人の平成 1 7 年分の所得税の総所得金額及び納付すべき税額を算出すると、次のようになる。なお、必要経費の合計額の部分を除き、計算の基礎となる金額及び計算方法については、先に引用した原判決別紙 8 の 1 の(2)記載のとおりであるから、特に説明を付さない。

| | |
|-------------|---------------------|
| ア 総所得金額 | 3 1 9 5 万 2 5 4 3 円 |
| (ア) 事業所得の金額 | 3 1 8 9 万 4 4 4 3 円 |
| a 総収入金額 | 9 2 0 4 万 7 0 0 6 円 |
| b 必要経費の合計額 | 5 6 7 2 万 5 0 6 3 円 |
| (a) 接待交際費 | 1 5 1 万 4 5 2 9 円 |

上記金額は、次の①の金額から②の金額を差し引いた後の金額である。

| | |
|------------|-------------------|
| ① 修正申告額 | 3 0 5 万 1 4 4 6 円 |
| ② 必要経費不算入額 | 1 5 3 万 6 9 1 7 円 |

上記金額は、控訴人の事業所得の金額の計算上、所得税法 3 7 条 1 項に規定する必要経費に算入できないと認められる接待交際費に係る各支出の合計額であり、本件訴訟において控訴人が必要経費に算入することができると主張する金額 1 4 8 万 3 7 7 7 円（別紙 1 0 の番号 1 7 - 1 から同 1 7 - 2 9 までの各金額の合計額）に本件訴訟外で必要経費に算入することができないと認められる 3 7 万 5 0 0 0 円を加えた金額から前記 1 の(3)で判示した必要経費に算入できる支出（1 7 - 1、1 7 - 2（ただし、二次会を除く。）、1 7 - 3（ただし、二次会を除く。）、1 7 - 4 から 1 7 - 6 まで、1 7 - 8、1 7 - 1 0 から 1 7 - 1 2 まで、1 7 - 1 5 から 1 7 - 1 9 まで、1 7 - 2 1、1 7 - 2 3、1 7 - 2 4、1 7 - 2 5（ただし、二次会を除く。）、1 7 - 2 6、1 7 - 2 7（ただし、二次会を除く。）、1 7 - 2 8）の各金額の合計額 3 2 万 1 8 6 0 円を差し引いた金額である。

| | |
|-----------|-------------------|
| (b) 福利厚生費 | 3 6 4 万 7 8 5 9 円 |
| (c) 雑費 | 4 0 万 6 7 7 6 円 |

上記金額は、次の①の金額から②の金額を差し引いた後の金額である。

| | |
|------------|-----------------|
| ① 修正申告額 | 4 6 万 2 7 4 1 円 |
| ② 必要経費不算入額 | 5 万 5 9 6 5 円 |

上記金額は、控訴人の事業所得の金額の計算上、所得税法 3 7 条 1 項に規定する必要経費に算入できないと認められる雑費に係る各支出の合計額であり、本訴において控訴人が必要経費に算入することができると主張する金額 1 5 万 5 9 6 5 円（別紙 1 0 の番号 1 7 - 3 0 及び 1 7 - 3 1 の合計額）から前記 1 の(3)で判示した必要経費に算入できる支出（別紙 1 0 の番号 1 7 - 3 1）の金額 1 0 万円を控除した金額である。

| | |
|-------------------|---------------------|
| (d) 上記以外の経費 | 5 1 1 5 万 5 8 9 9 円 |
| c 専従者給与 | 2 7 7 万 7 5 0 0 円 |
| d 青色申告特別控除額 | 6 5 万 0 0 0 0 円 |
| (イ) 雑所得の金額 | 5 万 8 1 0 0 円 |
| イ 所得控除の額の合計額 | 3 2 1 万 8 8 5 0 円 |
| ウ 課税総所得金額 | 2 8 7 3 万 3 0 0 0 円 |
| エ 納付すべき税額 | 3 9 2 万 8 3 0 0 円 |
| (ア) 課税総所得金額に対する税額 | 8 1 4 万 1 2 1 0 円 |
| (イ) 定率減税額 | 2 5 万 0 0 0 0 円 |
| (ウ) 源泉徴収税額 | 3 9 6 万 2 8 9 0 円 |

(3) 本件所得税各更正処分の適法性について

ア 本件平成16年分所得税更正処分の適法性について

前記(1)によれば、本件平成16年分所得税更正処分のうち総所得金額1377万5763円及び納付すべき税額△512万4412円を超える部分が違法である。

イ 本件平成17年分所得税更正処分の適法性について

前記(2)によれば、本件平成17年分所得税更正処分のうち総所得金額3195万2543円及び納付すべき税額392万8300円を超える部分が違法である。

(4) 本件所得税各賦課決定処分の適法性について

上記(1)及び(2)で認定した納付すべき税額の計算の基礎となっていた事実のうちに、本件所得税各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものはない。

したがって、控訴人に課せられる過少申告加算税の額は、平成16年分について、控訴人が新たに納付すべきこととなった税額17万円（ただし、国税通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）を基礎として、これに同法65条1項の規定に基づく100分の10の割合を乗じて算出した金額1万7000円となり、平成17年分について、控訴人が新たに納付すべきこととなった税額58万円を基礎として、これに上記割合を乗じて算出した金額5万8000円となる。

そうすると、本件平成16年分所得税賦課決定処分のうち過少申告加算税額1万7000円を超える部分及び本件平成17年分所得税賦課決定処分のうち過少申告加算税額5万8000円を超える部分がそれぞれ違法である。

(5) 控訴人の平成17年課税期間の消費税等の納付すべき税額について

以上を前提として、控訴人の平成17年課税期間の消費税等の納付すべき税額を算出すると、次のようになる。なお、課税仕入れに係る消費税額の部分を除き、計算の基礎となる金額及び計算方法については、先に引用した原判決別紙8の4記載のとおりであるから、特に説明を付さない。

ア 消費税

| | |
|--------------|---------------------|
| (ア) 課税標準額 | 8 7 6 6 万 3 0 0 0 円 |
| (イ) 消費税額 | 3 5 0 万 6 5 2 0 円 |
| (ウ) 控除対象仕入税額 | 6 3 万 7 7 6 2 円 |

上記金額は、消費税法30条の規定に基づき算出した原告の平成17年課税期間におけ

る課税仕入れに係る消費税額であり、次の a の金額から b の金額を差し引いた後の金額 1 6 7 4 万 1 2 6 7 円に同条 1 項の規定に基づく 1 0 5 分の 4 の割合を乗じて算出した金額である。

| | |
|------------------------|---------------------|
| a 課税仕入れに係る支払対価の額（修正申告） | 1 8 2 9 万 4 1 4 9 円 |
| b 課税仕入れに係る支払対価の額の過大額 | 1 5 5 万 2 8 8 2 円 |

上記金額は、上記 a の金額のうち、上記(2)のアの(ア)の b の(a)の②及び(c)の②において述べた事業所得の計算上必要経費に算入できないと認められる、接待交際費の金額 1 5 3 万 6 9 1 7 円及び雑費の金額 5 万 5 9 6 5 円の合計額 1 5 9 万 2 8 8 2 円から先に引用した原判決別紙 8 の 4 の(1)のウの(イ)中の表の 3 及び 4 記載の課税取引以外の支出（不課税取引）合計 4 万円を控除した後の金額であり、消費税法 3 0 条 1 項に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に該当しない金額である。

| | |
|---------------|-------------------|
| (エ) 差引税額 | 2 8 6 万 8 7 0 0 円 |
| (オ) 中間納付税額 | 8 2 万 0 6 0 0 円 |
| (カ) 差引納付すべき税額 | 2 0 4 万 8 1 0 0 円 |

イ 地方消費税

| | |
|-----------------|-------------------|
| (ア) 課税標準となる消費税額 | 2 8 6 万 8 7 0 0 円 |
| (イ) 譲渡割額（納税額） | 7 1 万 7 1 0 0 円 |
| (ウ) 中間納付譲渡割額 | 2 0 万 5 1 0 0 円 |
| (エ) 差引納付すべき譲渡割額 | 5 1 万 2 0 0 0 円 |

| | |
|-----------|-------------------|
| ウ 消費税等合計額 | 2 5 6 万 0 1 0 0 円 |
|-----------|-------------------|

(6) 本件消費税等更正処分の適法性について

上記(5)によれば、本件消費税等更正処分のうち納付すべき消費税の額 2 0 4 万 8 1 0 0 円及び納付すべき地方消費税の額 5 1 万 2 0 0 0 円をそれぞれ超える部分がいずれも違法である。

(7) 本件消費税等賦課決定処分の適法性について

上記(5)で認定した納付すべき税額の計算の基礎となっていた事実のうちに、本件消費税等更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法 6 5 条 4 項に規定する正当な理由があると認められるものはない。

したがって、控訴人に課される過少申告加算税の額は、控訴人が新たに納付すべきこととなった税額 7 万円（ただし、国税通則法 1 1 8 条 3 項により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、これに同法 6 5 条 1 項の規定に基づく 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて算出した金額 7 0 0 0 円となる。

そうすると、本件消費税等賦課決定処分のうち過少申告加算税額 7 0 0 0 円を超える部分が違法である。

4 以上によれば、控訴人の請求は、本件平成 1 6 年分所得税更正処分のうち、総所得金額 1 3 7 7 万 5 7 6 3 円及び納付すべき税額マイナス 5 1 2 万 4 4 1 2 円をそれぞれ超える部分、本件平成 1 6 年分所得税賦課決定処分のうち、過少申告加算税額 1 万 7 0 0 0 円を超える部分、本件平成 1 7 年分所得税更正処分のうち、総所得金額 3 1 9 5 万 2 5 4 3 円及び納付すべき税額 3 9 2 万 8 3 0 0 円をそれぞれ超える部分、本件平成 1 7 年分所得税賦課決定処分のうち、過少申告加算税額 5 万 8 0 0 0 円を超える部分、本件消費税等更正処分のうち、納付すべき消費税の額 2 0

4万8100円及び納付すべき地方消費税の額51万2000円をそれぞれ超える部分並びに本件消費税等賦課決定処分のうち、過少申告加算税額7000円を超える部分の取消しを求める限度で理由があるから一部認容し、その余は理由がないから棄却すべきである。

よって、控訴人の控訴は一部理由があるから、以上と結論を異にする原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 春日 通良

裁判官 太田 武聖

裁判官 一場 康宏

代理人等目録

1 控訴人訴訟代理人弁護士

関戸 勉 水野 武夫 三木 義一 山下 清兵衛 青木 康國
山本 洋一郎 鳴戸 大二 松本 素彦 藤田 耕司 山川 均
高垣 勲 松坂 英明 小寺 一矢 若旅 一夫 松本 修二
田中 宏 西嶋 吉光 松本 光寿 田邊 宣克 細田 初男
金子 武嗣 道上 明 犬飼 健郎 渡辺 英一 木村 清志
村越 進 庭山 正一郎 田中 敏夫 山田 庸男 杉崎 茂
高階 貞男 二國 則昭 山原 和生 吉成 昌之 清水 規廣
田中 清隆 市川 茂樹 村上 文男 角山 正 藤井 克巳
内田 武 岩井 重一 久保田 嘉信 畑 守人 出口 治男
柳瀬 康治 有田 佳秀 星 德行 益田 哲生 藤本 明
中村 周而 細井 土夫 吉田 良尚 青山 学

2 控訴人補佐人税理士

長谷川 博 稲葉 恭治 益子 良一 横濱 英紀 植松 省自
田添 正寿 池袋 一弘 金子 秀夫 瀧浪 貫治 池田 忠博
清水 一男

3 被控訴人指定代理人

南部 崇徳 菊池 豊 楠野 康子 菊池 光夫 若木 淳一